

30分で解決！弁護士が教える
ハッピーな「別れ方」

PRESIDENT
MOOK



育児をしない
夫と別れたい！



妻子を捨てて
不倫相手と
再婚するには？

不倫したい男、 離婚したい女 が読む本



養育費が
もっと
欲しい！



慰謝料を
支払わずに
ごまかすには？

全解説！

男女トラブル80例の回避法

弁護士ドットコム 編著

夫の転勤で都心から地方へ。退屈すぎて毎日辛いです



悩み

夫が転勤族で、地方を

転々としています。東

京で生まれ育った私に

は、退屈。夫の定年ま

で田舎暮らしが続くと

思うと辛いのですが、

こんな理由で離婚は無

理ですか？

さ

すがに、「田舎暮らしが嫌だから離婚して」と言っても、夫は承諾しないでしょう。夫婦間の話し合いで離婚に至らない場合は、調停を申し立てて第三者とともに話し合いをします。それでも相手の合意が得られない場合は、裁判を起こすことになります。

裁判で離婚が認められるためには、法律で定められた五つの離婚理由、つまり「不貞」「悪意の遺棄」「三年以上の生死不明」「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがない」「その他婚姻を継続し難い重大な事由」のどれかにあてはまらなければなりません。

ただ、田舎暮らしが嫌、という事情だけでは、ただちに「婚姻を継続し難い重大な事由」があるとは判断されないだろうと考えられます。

夫としては、本人の好むと好まざるとにかかわらず、勤務先の業務命令により、転勤せざるをえないのが通常です。妻としても、夫の転勤先で仕事や友人を見つけて、その土地に馴染めるように努力する、思い切って自分は馴染みの土地に残り、夫に単身赴任してもらうなど、転勤に何とか対応する余地もあるのでは

ないでしょうか。

ただ、転勤した先に馴染めない妻が、非常に辛い思いをすることもわかります。遠方への転勤は、それまで築いてきた人間関係や仕事、子育てなど生活全般に関する状況が大きく変わる一大事です。しかも夫が転勤族ということは、短い期間で今までの土地を去り、また新たな場所から生活を構築していかなければなりません。

そんな妻に、「仕事だから仕方がない。黙って我慢しろ」と言うのは、薄情かもしれません。夫としては、妻の状況を理解し、少しでも辛

さを軽減できるようにしたり、転勤した先の土地に馴染めるように配慮をすべきではないでしょうか。

仮に、夫が妻をまったく顧みず、何も配慮をしなかったことで、妻がより辛い思いをするかもしれません。その結果、夫と妻の対立が決定的になれば、「婚姻を継続し難い重大な事由」にあてはまる可能性があります。

その場合、離婚が認められるでしょう。ただ、そうなる前に、まずは夫の転勤問題について、夫婦間でじっくり話し合っていたきたいですね。

ワンポイントアドバイス

離婚が認められる

可能性は低いでしょう。

まずは

転勤問題について、

夫婦間で

じっくり話し合って

教えてくれた人

● 弁護士

高橋善由記

専業主婦で収入ゼロ。そんな私でも「親権」をもらえる？



悩み

現在、夫と離婚協議中
です。八歳の息子が
おり、親権をめぐって夫
婦で話がまとまりませ
ん。私は専業主婦で収
入がないのですが、親
権争いで不利になるの
でしょうか？

親

権者を決める基準として
は、父母のどちらが親
権者となるほうが、より

「子の福祉」（子の利益）にかなうの
か、という点が重要です。具体的に
は、子どもが安定した生活環境で、
健やかに育つためには、どのように
すればよいのかが重視されます。

夫婦間の話し合いで決着がつか
ず、調停や裁判になった場合、次の
ような点を考慮して親権者が決まり
ます。

- 母性の優先（特に乳幼児の場合）
- 経済的能力、資産状況
- 現状の尊重
- 子どもの意思の尊重
- きょうだい関係の尊重

今回のケースで問題になるのは、
「経済的能力、資産状況」でしょ
う。これは、養育費や生活費を確保
できるかどうかということです。
ただし、自分の収入だけでは子ど
もとの生活が厳しいからといって、
親権者になることができないわけでは
ありません。配偶者から養育費を支
払ってもらふことによって、生活
ができるのであれば、収入が少なく
ても親権者になることは可能です。

親権争いの場でもしばしば、収入

の多い夫が「妻は収入が少ないの
で、子どもを養育できない」と主張
して、自分が親権者にふさわしいと
アピールするケースが見られます。
こうした夫の主張に対し、「あなた
が養育費を支払ってくれば、問題
がありません」と反論すればいいの
です。

親権者を決めるにあたり、収入が
少ない、もしくはゼロだからといっ
て、あまり心配する必要はありません。
実際の調停や裁判では、収入以
外にも様々な要素を踏まえて判断す
ることになるからです。

専業主婦であれば、外で働いてい
る夫に比べて、子どもと過ごす時間
は長かったでしょう。親権者決定の
際は、子どもの現在の生活環境が変
わらないかどうかにも重視されるた
め、より長い時間を子どもと過ご
し、世話をしてきた親が優先される
傾向にあります。また、子どもが幼
ければ幼いほど、親権は母親が持つ
場合が多いです。

このように、親権者は様々な事情
を考慮して決定されます。総合的に
見て、自分が親権者としてふさわし
いのだということを、堂々と主張し
ていただきたいと思います。

ワンポイントアドバイス

収入がゼロでも
親権者になれる
可能性は十分あります。
総合的に自分が
ふさわしいことを
堂々と主張して！

教えてくれた人

● 弁護士

高橋善由記